

令和 3 年度（3 月）
紀の国森づくり基金運営委員会
議 事 錄

開催日時 令和 4 年 3 月 28 日（月）

10 時 30 分～12 時 00 分

開催場所 和歌山県自治会館

3 階 304 会議室

令和3年度（3月）

紀の国森づくり基金運営委員会次第

1. 開 会

2. 挨 捗

3. 議 事

(1) 令和4年度紀の国森づくり基金活用事業に係る公募事業の審議について

(2) 第4期紀の国森づくり基金活用事業実施に向けた要綱の改正について

4. 閉 会

令和 3 年度（3 月）
紀の国森づくり基金運営委員会

1 開催日時 令和 4 年 3 月 28 日（月）10：30～12：00

2 開催場所 和歌山県自治会館 3 階 304 会議室

3 出席委員

[REDACTED] 委員
[REDACTED] 委員
[REDACTED] 委員
[REDACTED] 委員
[REDACTED] 委員
[REDACTED] 委員
[REDACTED] 委員

計 7 名

4 県関係出席者

森林・林業局	局長	泉 清久
森林整備課	課長	田中 雅道
"	副課長	森川 直博
"	班長	本田 伸一
"	主任	後藤 修
"	技師	井馬 莉彩子
海草振興局	主査	中村 有香子
那賀振興局	副主査	宮本 健治
伊都振興局	副主査	小南 全良
有田振興局	主事	喜多 美月
日高振興局	主査	室井 信也
西牟婁振興局	副主査	山下 桃子
東牟婁振興局	副主査	玉置 公晴

令和3年度（3月）紀の国森づくり基金運営委員会

日時：令和4年3月28日（月）10:30～
場所：和歌山県自治会館 3階 304会議室

開会 10時22分

森川副課長

定刻まで少し時間がありますが、皆様お揃いでございますので、始めさせていただきたいと思います。

只今から、紀の国森づくり基金運営委員会を開催させて頂きます。
委員の皆様におかれましては、何かとお忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の司会を務めさせて頂きます、森林整備課 副課長の森川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、ご出席いただいております委員の皆様のお名前をご紹介させていただきます。

委員長でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

それでは、委員会に先立ち、泉森林・林業局長から挨拶申し上げます。

泉 局長

おはようございます。森林・林業局長の泉でございます。

本日の委員会開催のご案内を申し上げましたところ、年度末の大変お忙しい中にも関わらず、皆様ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、平素から、森林・林業行政はもとより、県政各般の推進につきまして、格段のご指導とご高配を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

紀の国森づくり税条例については、令和3年12月定例会で、税の適用期間の延長が議決され、令和9年3月31日まで5年間延長することとなりました。紀の国森づくり基金活用事業についても、令和4年度から令和8年度まで、第4期ということで実施することとなりました。また、その概要及び方針につきましては、先般行なわれました12月の当委員会において、ご審議の上承認いただいたとおりでございまして、今まで実施してきました森林の公有林化の推進、森林環境教育の推進、それに加えて、尾根筋等の生育の悪い人工林の広葉樹林化や木材利用の促進を進めていくこととしてございます。

また、「令和4年度紀の国森づくり基金活用事業」の予算については、先般の2月定例県議会において承認されましたことも併せてご報告させて頂きます。この予算を有効に活用し、森林環境の保全等に一層取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、令和4年度紀の国森づくり基金活用事業公募事業及び要綱の改正について、ご審議をいただきたいと思ってございます。

令和4年度応募数は11件で、そのうち3件が新規、8件が継続となります。

令和3年度の第1次募集は応募件数8件でしたので、3件増えております。

委員の皆様には、活発なご議論、ご意見をいただきますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願ひいたします。

森川副課長

次に「紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱」第4条第3項の定足数ですが、議決権を有する委員数8名に対して、本日、ご出席の委員が7名と過半数に達してございますので、本委員会が成立したことをご報告いたします。

次に、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

本日の次第、運営委員会委員名簿、配席図、資料といたしまして、令和4年度紀の国森づくり基金活用事業に係る公募事業の審議について(資料1)、第4期紀の国森づくり基金活用事業実施に向けた要綱改正(資料2)でございます。

配布もれはございませんでしょうか。

本日の議事録につきましては、発言委員名を伏せて、県のホームページで公開しますので、御了知願います。

それでは、会議に入りたいと思います。会議の議長は、紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第4条第2項により、委員長があたることになっておりますので、[] 委員長様お願ひいたします

[] 委員長

それでは皆さん、よろしくお願ひします。[] の[] でございます。議題は2件となってございますので、しっかり審議してまいりたいと思います、よろしくお願ひいたします。

まず、紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第7条第1項に基づき、本日の議事録署名人を私の方から指名させていただきます。

[] 委員と[] 委員にお願いしたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思いますが、平成19年度第1回の委員会で決定したとおり、審議については自由な議論を行うため、非公開にしたいと思います。

そのため、報道関係者、傍聴者の方がおられるかの確認をいたします。事務局いかがでしょうか。

井馬技師

いません。

[] 委員長

ありがとうございます。いらっしゃらないようですので、議事に移っていきたいと思います。

議事1「令和4年度紀の国森づくり基金活用事業に係る公募事業の審議について」です。

それでは、委員の皆様に事前審査をいただきました評点の結果等について、当局からご説明お願ひします。

【審議1】

森林整備課 緑化推進課班の本田です。よろしくお願ひします。

まず最初に公募事業の概要についてご説明します。資料1の1-1ページをご覧ください。

本田班長

今回の公募事業は、令和4年1月4日から令和4年1月31日の期間

で募集したところ、申請件数 11 件、補助金申請額 9,699,181 円の応募がありました。

活用の方向性別で見ますと、複数の項目に申請している団体もありますので、団体数と合致はしませんが、「森とあそぶ・まなぶ」が 10 件、「森をつくる・まもる」が 1 件、「森林をいかす」が 1 件となっています。

続いて、選定要領の概要についてご説明します。資料の 1-2 ページをご覧ください。

まず、選定要領の概要ですが、応募された事業は、事務局で、紀の国森づくり税条例・同基金条例の主旨及び要綱等と照らして、整合性があるか確認を行いました。

その結果、全ての応募事業に整合性があると判断し、事前審査として委員の皆様に評点シートの作成をお願いしました。

その評点シートの結果を基に、この委員会では、次の赤で囲ってある部分の審査となります。各事業の適否をご審議いただくことになります。

適否の判断基準としましては、「適当」は各委員の評点の平均点が「23 点以上」のものとなってございます。

ただし、「23 点以上」であっても、「0 点」の項目が採点者数以上ある場合、又は過半数の採点者が「0 点」とした項目があるものは「適当でない」となります。

そのほか、再評点を行うことがふさわしいと判断された事業については、この場で再評点を行っていただき、その採点結果で決定することとします。

県は、この委員会での適否の決定をいただき、事業の採択を行うこととしています。

それでは、事前審査の結果について説明します。資料は、1-3 ページ以降となります。

1-3 ページは、振興局別の評点結果を、次のページの 1-4 ページは、評点結果の高い順に並べた資料です。1-5 ページ以降は、応募事業別評点結果となっています。

それでは、1-4 ページに戻っていただきまして、上段をご覧下さい。

この表は、評点結果を基に、評点の高い順に並べています。一番右側の数字が、各委員の事前審査による平均点を示しています。

1-5 ページ以降につきましては、事前評価における各委員の項目別点数並びに各委員からいただいたご意見を掲載しています。

今回の事前審査では、11 事業のうち、10 事業が 23 点以上、1 事業が 23 点未満となっております。

本日は、申請窓口である各振興局の担当者も同席させていただいています。現地の状況や申請団体の意見等も把握していますので、ご質問等がございましたら、各担当からお答えさせていただきますので、その旨ご了承いただきますようお願いします。

各事業の評点の下段にございます特記事項のうち、代表的なご意見につきましては、採択者への通知の際に留意事項や意見として記載したいと思っております。

なお、この留意事項等につきましては、委員会終了後改めて各委員に内容の確認をさせていただきたいと考えています。

以上となります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。当局からの説明が終わりました。

委員長

以上の評点の結果につきまして、何か質問はございませんでしょうか。委員の皆様からご質問ございませんか。

よろしいでしようか。そうしましたら審議の方に移ってまいりたいと思いますが、今回事務局からご説明がありましたように、事前審査において適当と判断する基準点は 23 点ということで、23 点以上になっている申請が 10 件、下回っている申請が 1 件ございます。

下回った申請 1 件の審査結果は、22.9 点でございます。応募事業別の評点結果を見ていただいてわかりますように、およそ半分の委員の方は、23 点を上回る点数をつけていらっしゃいます。ほか 4 人の方は、23 点、もしくは低い点数をつけていらっしゃいます。先ほど事務局から説明がありましたように、この 1 件を再評価の対象とするかどうか、再評価の対象とするならば、もう一度評価をして、改めて審議することとなります。しない場合はそのまま審議に入ります。

再評価の対象とするかどうか、委員の皆様にご意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

■ 委員

私は再評価したほうがいいと思います。

理由ですけども、それぞれの委員の評点を見た時に、23 点未満の点数をつけられた方は、11 点のおひと方だけなんです。

他の事業を見た場合、例えば、■ は 23 点未満の点数つけられた方が 2 人いらっしゃいます。■ は 23 点未満の評価点をつけられた方が 3 人いらっしゃいます。評価委員さんの評価の仕方、ポイントの見方によって差が生じるような気がします。

この ■ だけ 23 点を切っているということで、機械的に採択しないのはいかがなものかと思われますので、これについては皆様で再評価すべきだと思います、以上です。

■ 委員長

どうもありがとうございます。今のご意見につきましていかがでしょうか。非常に納得する理由で再評価のご提案をいただいたように思います。

他いかがでしょうか。ひとまず再評価するかどうかのご意見をいたければと思います。よろしいでしようか。

今、■ 委員が言われたことに、私も非常に納得いたしました。

私もこの案件につきましては、極端に分かれている評価となっている部分があると思います。大多数の委員が「適当」と評価しているということもありますので、再評価の対象にした方がいいのではないかと、私自身も考えます。

再評価の対象としてよろしいでしようか。

【各委員、はいの声】

■ 委員長

ありがとうございます。

再評価に先立ちまして、もし補足で今回の審議についてご意見ある方、ぜひこの場でご披露いただければと思いますがいかがでしょうか。

再評価対象の ■ についてですが、こちらは今回新規の応募となり、これまでの実績などありませんが、いかがですか。

委員長なので、自分の意見を最初に言いづらいのですが、私はこの事業は「適当」だと判断しています。もともと林業地であるところに、森林について遊べる場、学べる場を造っていこうという計画の 1 部として、■ の申請がございます。今後は、森林管理を考えた時

に、今まで林業の森というか、木材を生産する森において、林業と共に存する形で活用しようということは、なかなか実はこれまでなかったわけなんですが、近年では森林空間を林業経営とセットで活用する気運が、広がってきております。

こういった取り組みが軌道に乗れば、他の林業事業体に対しても非常に参考になる事例になるのではないかと考えます。今回は施設の整備ですし、1年で終えて、その後は自分たちで管理するといった形ではあるんですけども、今後2,3年くらいでどのような活用をされているか見守っていきたい。活用されていくのであれば、地域にとっても一つの新たな取り組みとして非常に注目されるんじゃないかと思います。

道を整備して、普段から人が通るようにしておくことは、森林への関心を失わせないための一つの重要な取り組みでもありますし、森づくりにもつながります。そのようなことを踏まえますと、色々な面で非常に可能性のある取り組みじゃないかなと私は考えましたので、今回適当と評価しています。

はい、他に何かもしあれば。

■委員

私は事業内容に関してというより、安全面を考慮されてのことと思いますが、参加者数が少し少ないかなと思いました。

作った■をベースキャンプにして、30人程度で、座学等を合わせたレクリエーションをするという事ですが、■を作ることは、子どもにとってすごく楽しい目的になると思います。

それから、■の製作に関して、講師が県外の方ということですが、まずは県内の方が講師の方に作業内容や作り方等を学ぶ所から始まっていてもいいのではないかと思いました。その上で、スタッフ等を増員されて、より安全にたくさんの方に体験していただけるような内容を研究するべきでないかと考えました。以上です。

■委員長

ありがとうございます。

そうですね、参加予定者は延べ参加予定者70人となっておりますね。

■委員

今、■委員がおっしゃったように、費用対効果としてはどうなのかな。これ、穿った見方をすれば、■にお金をあげるためじゃないかとも考えたのですが。

事業の目的として、本事業を起点として、それをもとに令和5年度以降も自主的に森林と共生する文化の醸成に努めていくところは評価できます。確かに、令和4年度の事業として、単年度だけの評価をするべきなんでしょうけど、このような事業は、事業を実施した後がどうなるかということが大事だと思いますので、1年だけ見た時には確かに■委員がおっしゃられるような部分もあるんですけども、長目で見れば、この文化の醸成に十分役立つのではないだろうかと思いまして、私は適当という判断をいたしました。以上です。

■委員長

ありがとうございます。他に何かございませんか。

特記事項の方を見ていただきますと、適当と思われる理由が書いてございまして、一応森林の理解を深めるためのカリキュラムが備わっているという評価がされておりますが、材料支給の場合は少しでも参加費をとるべきだというようなご意見もあります。このあたり、参考

にしていただければと思います。他いかがでしょうか。

こういった事業評価するときに、どの視点で、どの期間でみるか、非常に重要になってくるのですが、今回は単年度の事業で、その後は自分たちでやっていきますというものになってございます。■委員が言われましたように、自分たちで、本当に継続して取り組みを展開していくことであれば非常に役に立つといいますか、効率の高い事業になりうるだろうというご判断かと思います。いかがでしょうか。

■委員

■の話になるのですけども、私が評価した点は、■する点です。■の中身は知っていますし、林業事業体の中では、珍しく森林の多様性を前面に打ち出してくれる、新しいタイプの林業事業体です。私はもともと森林の自然派なので、林業という立場からはちょっと離れたいところがあるのですが、ここが関与してくれているということは、何らかの形で新しく、森林の多様性をもっと広げていこうとしてくれるという点で、ちょっと高めに評価しています。

■委員長

ありがとうございました。他いかがでしょうか。
一応様々なご意見ご披露いただいたと思います。再評価に入ってよろしいでしょうか。

それでは再評価に入りたいと思います。

事務局は評点シートの配布をお願いします。

【事務局動き再評価の採点用紙を配る】

井馬技師

振興局の担当者から補足があります。

はい。

山下副主査

西牟婁振興局で担当をしております山下と申します。

再評価の対象になりましたこの事業につきましては、私共も丁寧にヒアリングをさせていただいております。

いくつか計画の詳細と、申請者の思いについて説明させていただきます。まず県外の講師につきましては、今回はあくまで補助的に知見を持っておられる方として、関わりを持っていただこうということで、計画に盛り込んでおります。もちろん、県内の人たちに自走してほしいという思いはお持ちでして、■さんからの計画書に入っていますように、実際に指導する方として、■さん、こちらに入っていたらどうと検討しているところです。

森林体験の参加が少ないということに関しましては、先ほど■委員さんからもありましたように、安全に実施できる人数を考慮してこの人数になっております。また、対象年齢に関しましては、「自らの興味の対象を見つけて、調べることに取り組むことが可能」となる小学3年生以上を想定しております。本イベントに関しましては、「感じることに重点を置いた活動としていきたい」という思いがありまして、イベントを通して感じたこと・想像したことの具現化する、そういうことを通じて、森林に対する関心を高めていこうという思いがあると聞いております。

また、今後の展開としましては、事業を継続しておられる団体さんは結構あるんですけども、この団体さんに関しましては、単年度、今

回きりで来年度以降は完全自走するという考え方をお持ちであると聞いております。

■委員長

ありがとうございます。最初にお伺いすればよかったです、ごめんなさいね。では、ただ今の意見も参考にしていただいて評価していただければいいかと思います。

【再評価実施】

■委員長

井馬技師

集計をお願いします。

再評価の結果、平均点が 25 点となりました、ご報告させていただきます。

■委員長

どうもありがとうございます。

ご報告の通り、■に
つきましては再評点の結果、23 点を上回りましたので、これも併せて、
適当としたいと思います。

それでは、再評価点分も含めて 11 件を適当ということで、本委員会
の審議結果として、県に報告してもよろしいでしょうか。

【各委員、はいの声】

■委員

昨年度も■地域から公募事業を使って森林体験等を実施し検討したうえで、次年度からは自分達でやっていく内容が採用されました。

初年度のみ基金を利用して事業の促進に繋げていくことは良いと思
いますが、その後の状況を把握し、果たして効果があったのか知りた
いです。この件も次年度へ続く事業の基になるなら、事後報告をお願
いしたいと思います。

■委員長

ありがとうございます。私もまったく同じことを今回思っておりま
した。

とりあえず、審議結果としてはこれでよろしいでしょうか。

それでは、今の■委員の意見もそうなんですが、事前審査とかの
確認事項の中で、各委員から今回の事業それぞれについて、様々なご
意見が出ていたというところだと思います。

一部の事業については留意事項ですとか、条件を付すというような
ことをこれまでもしてきてございますので、この後の時間で少し検討
して参りたいと思います。

今、■委員がおっしゃってくれたように、これまででも、物を作つ
たというような公募事業の使い方が色々ございました。その後の活用
状況というのは、確かに皆さんも知りたいところだと思っております。
次年度から制度が変わるタイミングでもありますので、他でも県の事
業で、例えば研究費とかをいただいた場合は 3 年間報告することとか
あるんですよね。そのような形で、事業実施以降の状況をチェックする
ような体制が取れれば、この委員会としてもより説明責任が果たせ
るのではないかと私も思いました。これが大きな意見の 1 つです。

他、特にこの点について留意してほしいという、今回の 11 件の案件
につきまして特にございましたら、ご発言いただけましたらと思いま
す。いかがでしょうか。

■委員

県の方に質問させていただきたいんですけども、■の■の■の事業についてですが、苗を植えられて、一定の年月管理・育成のための手間暇をかけるわけですが、最終的に生産業者の方に無償で提供するのではなく、売るというわけですね。県からお金をもらって、利益を出すというのが果たして適當なのかどうかと、私は判断しかねるところがあったのですが、検討して問題ないと考えているということですが、ちょっと考えていただきたいと思っています。

■委員長

ありがとうございます。この意見についていかがでしょうか。

本田班長

今のご質問の件について、例えば基金事業で間伐する場合、間伐後は20年間伐採したら駄目という条件を付けておるんですけども、20年以降、例えばその木を皆伐して木を搬出してというようなことは可能な状況になってございますので、今回の場合は■といふことで、萌芽更新的な伐採の仕方になるかと思いますけども、収入が発生するというのはわかるんですけども、森林の保全上は問題ないかと考えるところであります。

■委員長

よろしいでしょうか。

田中課長

■を植栽するということで、■にするまでには今、班長が言いましたように20年と言わず、30、40年程度かかるのかなと思います。その間は所有者が手入れをしながら、30、40年森林としての機能を發揮していく、という部分があろうかと思います。その後、択伐整備をするなりして、保全していただけるというのであれば、最初の投資というものは可能かなと考えております。以上です。

■委員長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【各委員、うなづく】

■委員長

他に何かご意見等ございませんでしょうか。気になった点はないでしょうか。

この前皆さんに、色々と特記事項のところを書いていただいているのですが、これは特に先方に伝えたいみたいなところですね、改めて強調していただけますと、大変ありがとうございます。いかがでしょうか。

喜多主事

有田振興局林務課 喜多と言います。

■の■が申請を出している事業なんんですけど、特記事項に500円から1,000円参加料を取るべきであるんですけど、もともと木工作業に500円参加料をとることとしていますが、これはまた別に取るべきということでしょうか。

井馬技師

これを書いていただいているのは、今日欠席の■委員なんですけど、■委員の考え方としては、■の団体さんだけでなく、他の団体さんもそうなんんですけど、お弁当代とか保険料といった形で数百円取っている団体さんはいくつもあるんですけど、それとは別に

子どもが木工体験したものを持って帰るのであれば、その材料代の一部としてでも取った方が良いのではという意見になっています。

■委員長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

■委員

今の■委員の質問に対しては、特記事項として対象事業者にアンスするのではなく、そもそも、制度としてそういうのが必要かどうかということを担当課でまず判断されるべきではないですか、と私は思うのですが。

■委員長

これまでよく、この木工体験等では、どれくらいまでをこちらが負担するのか、一部でもいいから参加費を取るべきではないかと、議論にはあがり、大体いくらかは課すようになってきていたかなと思っております。最近は木工の体験が非常に目立つようになってきて、特にベンチを作ったりして、自分が持つて帰らないんだけど、というものもあったりしますので、その都度話し合って適否を決めているようなところがございます。ただ、今までの委員会でも一定の参加費をとってもらいたいなというのは総意としてあるように思いますので、事務局の方でご判断いただいて、次以降それを条件として最初から付すのか、それともこんな形でやっぱり委員会の中で適否をそれぞれのケースで判断するのかというところを検討いただければと思います。

田中課長

今ご指摘いただきましたように、参加費を取るか取らないかというのは以前からいろいろ意見があったところでございます。今まででは参加していただくため、ということで、特に参加料を取ってくださいという義務づけは事業の方としてはしておりませんでした。そういう形で、進めてきたんですけども、予算の大小もあったりしますので、今後また検討して、委員会の場でご審議いただくようにしたいなと思っています。

■委員長

ありがとうございます。今回は委員会の意見として付すということにしたいと思います。他いかがでしょうか。

私は■ですね、これは新規の公募ですが、■さんの■を公共の場に設置することで、普段からこの場の管理等をされているという事なので、そういう意味では活用については間違いないと思うのですが、ただそのことが森づくりと繋がっているように是非PRしていただきたいですとか、この団体さんの方でもよく考えていただくよう促していただければと思いました。もちろん意識はされているのですが、どのように■を使われる方にPRするのかがちょっと見えない。その点、基金をちゃんと使っているということを明記するなり、町内会とかそういうところでご説明の機会をいただくとか、何かしていただけたらなと思います。

いかがですか。特段なければ特記事項に書いていただいてることを中心に、先方さんにお伝えいただいて、よりよい活動となるように振興局のみなさんにご指導いただければと思います。

では、今回の紀の国森づくり基金活用事業の今後につきまして、総括的なご意見等がありましたらご発言お願ひいたします。

先程、事業実施後の状況についての報告もあったらしいのではない

か、というような意見も出ておりますが、いかがですか。

この間ですね、コロナの影響もありまして、新規の応募や継続の応募があるか、不安に思っておりましたが、今回少し増えて、新しく事業も提案していただいて、それは良かったと思っております。いかがでしょうか。

無ければ私の方から、確認というか、まとめの形で、今回11件の応募がありまして、3件は新しくご提案いただいたということで、良かったというふうに思います。次から少しづつ基金の公募事業の内容が変わっていくという計画のある中でのお話なんですが、先ほど [] 委員が言われたこと、私も今回非常にそれを強く思いましたので、こういう [] の設置とか、公共の場への [] それから [] の設置などもそうなんですが、その後それがうまく活用されているかどうかということは、しばらくの間見ていきたいと思います。是非、先方にご負担をお掛けしない範囲で、2,3年程度どういう状況かということをご報告いただければ、というようなことを、最初の公募の時に条件に入れていただくといいのではないかと思いました。

後は、新しい事業も出てきております。これまでの事業の内容については、一応ホームページの方を見ると、報告書のようなものが掲載されていると思います。ですが、報告書の内容が非常に似ているものが毎年出てくると、外から見ると非常におざなりな感じに見えるとご指摘をいただいたこともございます。紀の国森づくり基金の公募事業でこれだけの成果がありました、というように、このような活動が県内で実施されていますというようなことをもう少しPRしてもよいのではないかと思っています。毎年大体PRの話をさせていただくんですが、せっかくの取り組みがもったいないなと思いますので、是非今後の事業に関しては、見せ方をもう少し工夫されてもいいんじゃないかなと思います。今回特に、新しい森林と人との付き合い方の種になりそうな、これから先が期待できるような取り組みが、昨年度から、少しずつ含まれておりますので、そういう意味でも、それを県内に普及できれば良いなと強く思います。

今後ですね、この事業自体は3年間で一旦やり方を見直すということになりますので、この3年間、次に向けてすごく大事だと思いますので、どうか各振興局のご担当者の皆さん、今継続して申請していただいている団体さんに向けては特に、自分たちが次にどんなことを、どんな計画で、どんなビジョンでいくのか、どうやって計画させていくのか、みたいなところを、公募事業の形が変わっても、何とかそのまま自走して行けるような形では是非色々と相談に乗ったりご指導いただけたらと思いますので是非どうぞよろしくお願ひいたします。

[] 委員

先ほど [] 委員、[] 委員長からも言われました効果の検証の話につきましては、実際に見学した時にも、やってもらったらそれで終わり、というような意識が強かったのかなと思いました。やはりその後どうなったか、特に施設については、その後どのように活用されているのかというのは、検証していくべきだと思います。どのような事業で、どの程度の期間というのを少し検討いたしまして、また委員会に出席させていただきたいなと思っておりますので、またよろしくお願いしたいと思います。

[] 委員長

ありがとうございます。それでは議題1は以上で終わらせていただいてもよろしいでしょうか。

続きまして議事の2。
「第4期紀の国森づくり基金活用事業実施にむけた要綱の改正について」を議題にします。当局からご説明をお願いします。

井馬技師

【審議 2】

森林整備課の井馬と申します。

それでは「第4期紀の国森づくり基金活用事業実施にむけた要綱の改正について」ということでご説明させていただきます。失礼ですが、座って説明させていただきます。資料2の1ページをご覧ください。

先の12月運営委員会でご審議いただいた第4期の方針についての資料になっています。第4期については、右側に記載している取組を中心に、紀の国森づくり基金活用事業を実施していくことになります。一枚めくっていただいて資料2-2をご覧ください。

資料2-1の方針を踏まえて、「紀の国森づくり基金活用事業実施要綱」の改正を行いたいと考えています。この「紀の国森づくり基金活用事業実施要綱」についてですが、先の12月の運営委員会でご審議いただいた、公募事業に関する「紀の国森づくり基金活用事業公募等実施要領」だったり「紀の国森づくり基金活用事業公募要領」とは異なって、紀の国森づくり基金活用事業全体、公募事業や他の補助事業、県営事業を含めた全体の決まりを定めた要綱になります。平成19年度に基金活用事業が始まっていますから、何度か変更を加えながら、現在の要綱になっております。

改正概要に記載していますが、主な変更箇所は、県が実施する事業の区分を追加することと、それに係る文言等の修正になります。

詳細を新旧対照表を用いてご説明させていただきます。資料2の3を一枚めくって御覧ください。

県が実施する事業の区分の追加についてですが、現在の、「森とあそぶ・まなぶ、森をつくる・まもる、森をいかす」の区分については、今ご審議いただいた公募事業の事業区分として残したまま、頭に新しい県が実施する事業として、新旧対照表に記載しているような、資料の最初2-1に記載している基金活用事業全体の方針を定めた区分を加えるように変更したいと考えています。

具体的には、「1 次代へつなぐ森林づくり」「2 森林を守り育てる意識の醸成」の2目的を定め、「1 次代につなぐ森林づくり」については貴重な森林の保全・環境林の整備の2点に重点をおいて取組んでいき、環境林の整備の中に詳細な取組みとして、広葉樹林化の推進と花粉の少ない森づくり・里山の整備に取組んでいくこととします。

また、「2 森林を守り育てる意識の醸成」については、森林環境教育の推進・県民参加の森づくり・木材利用の推進の3点に重点をおいて取組んでいくこととします。

資料を2ページめくっていただいて、資料2-3の3ページ目、最後になるんですけど、公募事業と区分を分けることによって、貴重な森林の購入に関する森林の公的管理推進の部分については、公募事業では実施できないため、新旧対照表に記載しているように表から消去したいと考えています。

また、これらのことから、第2条の2、資料の中ほどになりますけど、「森をつくる・まもる」の事業を「森林整備等の事業を行う場合」に変更して県が実施する事業と公募事業の両方に該当するように変更したいと考えています。

後ろに資料2-4として変更案を反映した新しい要綱を、その後ろに

2-5として現在の要綱を添付しています。

以上で第4期の国森づくり基金活用事業実施にむけた要綱の改正についての説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願ひします。

■委員長

ご説明ありがとうございました。

ただいまの通りですね、この要綱の改正について説明がありました。今回、県が実施する事業というのを非常にちゃんと明記したことと、そのことに伴う文言修正というところかと思います。ただ今の件につきまして、皆様からご質問等ございますでしょうか。

■委員

今まで県が実施する事業も公募により実施する事業もこの表一つだったわけですよね。そしたら今回、県が実施する事業というのは、別の表に取り出してしまったわけですよね。例えば、これまでの要綱の中で「森林の重要性の普及啓発」というのがあってシンポジウムうんぬんとありますけども、これは県が実施する事業の、この新しい表の中でどこに入るんですか。

井馬技師

いまご意見があったのは2番目の「森林を守り育てる意識の醸成」の中の、「県民参加の森づくり」に含めています。

■委員

ということは、今までの表で県はすべてできたわけですよね。

井馬技師

今日は、この赤字のところだけしかできないことになっているんですけど、今までできたものは、この中に全部含まれているわけですね。

井馬技師

はい。

■委員

漏れているわけではないんですね。はいわかりました。ありがとうございます。

■委員長

ありがとうございます。

■委員

木材利用のPR効果が高い県や市町村の施設における木材利用の推進を県でやるということなんですけども。森林環境譲与税の使い道との整合性はどのように保たれますか。

本田班長

森林環境譲与税との仕分けとしては、例えば市町村で譲与税を使って整備をするというような場合は、基金事業の対象外という考え方にしてもらいます。なので、同じ建物に対して、譲与税と基金事業の同じお金が使われないようにしております。以上です。

■委員長

すみ分けをこう考えられているわけですね。前にそれを説明する表を作ってありましたよね。

田中課長

今回、12月にも説明しましたように、法律が改正されて、今まで公共建築物への木材の利用を進めると方向だったのが、民間施設へも適応していきましょうというような改正があったので、その市町村

がモデルとして民間に広がるようなというか、そういうモデル的な施設に対して支援していきましょうということに基金の方ではしております。譲与税の方ではそういう縛りは無いのかなと思うんですけど、県としては、それが波及効果になるようにというんですかね。それによってその施設を見て、民間も同様に、こういうものだったら作ってみよう、というふうに進んでいくような施設に対して支援をしていきたいと考えておりますし、そこですみ分けができるかなと思っております。

■委員長

いかがでしょうか。

■委員

それは譲与税でもできる？できない？

田中課長

それは市町村の譲与税で？

■委員

はい。

田中課長

市町村の譲与税でも決してできないことはないとは思いますが、県としてはそういう波及効果の高いものには支援していきましょうというふうには考えております。

■委員長

その場合には譲与税を使わないというところですみ分けをしたんですね。ありがとうございます。

■委員

今、譲与税の話が出ましたので、続いて伺いたいんだけども、つい先だっての新聞で、市町村で譲与税の消費が滞っていて、だいぶ余っているというか、繰り越しているような話も出てきました。これは当初から市町村で譲与税に対応する人手が足りないとか、何か足りない部分があるというのは県の方でも十分お分かりいただいて、県の方としても各市町村にいろんな形で援護するというような話を伺っていたと思うのですが、新聞にありますような状況を踏まえてですね、県として新たに、市町村がどのように運用していくかということについての新しい方向性みたいなものはお考えになっておられるのでしょうか。

泉 局長

ありがとうございます。今の譲与税、先日の新聞でも全国ベースで54パーセントが積み立てられて使われてないというのがあったかと思います。■委員がおっしゃったように最初1年目2年目というのは、実際の森林整備に行く前ですね市町村においては意向調査であったりとかですね、現地確認であったり、そういったようなところにお金を使っておりますので、ちょっとスタッフ的にしんどいところももちろんあったんですが、実際、活動的にもそんなにお金がかからない部分がありました。県の場合はその2年間でいきますとですね、ちょっと積み増しが多くて62パーセントを積み増していったということです。

しかしながら令和3年度を見ますとですね。積んでいるのが30数パーセントに減っておりますので、実際の森林整備も大方1,000ヘクタール余りの森林整備を行ってきてるというようなことになってござります。

令和4年の各市町村の、譲与税の予算状況をみますとですね。全体

で積み増しのところは 10 数パーセントになってございまして、今まで積んできた部分を取り崩してまで、単年度で入るお金以上に予算化をしている市町村も数件出てきてございますので、今後は進んでいくのかなと、準備期間が終わって、進んでいくのかなというふうに思っているところです。

しかしながらやはり積み増しがどうしてもゼロにならないというのは、本当に小さな譲与税しか来なくてですね、数年まとめないと一つのものがですね、まとまったお金でできにくいといったそういうふうな市町村もございますので、どうしても積み増しする、というような状況になろうかと思います。

県の方もそれを気にしてはおりまして、毎年毎年口を酸っぱく言つておると、市町村にもちょっと指導なり勉強会・研修会を重ねているところで、要はあと 4 年 5 年が勝負どころかな、というふうには思つてございます。

実際に皆さんのが 1,000 円の環境税として取られるのが令和 6 年になりますから、4 年 5 年での有効な活用といったようなところが今後の皆さんの注目の的で、またこちらの方も進めていかなければならぬところかなというふうに思つてはいる次第でございます。

■ 委員長

ありがとうございました。動き出しているようでよかったです。他いかがでしょうか。

無ければ審議に入りたいと思います。

それではですね。その議題の 2 「令和 4 年度紀の国森づくり基金活用事業実施に向けた要綱の改正について」は、適当ということでおろしいでしょうか。

【各委員、異議なしの声】

■ 委員長

ありがとうございます。

本日の議題はこれで全て終了いたしました。委員の皆様には、各議題におきまして熱心にご議論いただき、またご意見等いただきまして本当にありがとうございました。これにて委員会を終了したいと思います。ありがとうございました。

森川副課長

■ 委員長、ありがとうございます。本日の審議の内容につきましては、事務局にて議事録を取りまとめ、各委員の皆様に発言内容のご確認をいただいた後、冒頭に委員長から議事録署名人としてご指名をいただきました、■ 委員と ■ 委員に署名をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いします。

森川副課長

これをもちまして紀の国森づくり基金運営委員会を終了させていただきたいと思います。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。

閉会 11 時 37 分